

指名競争入札（電子入札） 共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格

佐野市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録され、公告の日から開札の日において次の資格をすべて満たしていること。

- (1) 1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱(平成17年佐野市告示第154号)第2条第1項に規定する指名停止の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第6号に規定する暴力団員が役員となっている法人でないこと。その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがない者であること。
- (6) 佐野市工事成績評定結果活用型入札実施要領に基づく制限措置の期間でないこと。
 - ・工事成績評定点が60点未満を付与された翌日から、1か月
 - ・65点未満の工事成績評定点が付与された日から起算して2年を超えない日までの間に、工事の工種に関係なく再度65点未満の評定点が付与された翌日から、1か月

2 競争入札参加手続等

入札参加業者に対しては、佐野市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により指名通知書を発行する。

3 設計図書

(1) 閲覧

原則、設計図書(設計書、図面及び仕様書)は、入札情報公開システム(佐野市ホームページ)より閲覧又はダウンロードとし、貸出は行わない。

(2) 質問及び回答

設計図書に関する質問は、期日までに、工事担当課へ質問・質問回答書(様式は、佐野市ホームページからのダウンロードによる。)を持参により提出すること。

設計図書に関する回答は、入札情報公開システムにて行う。

4 現場説明会 : 行わない

5 入札方法

- (1) 入札は、佐野市電子入札実施要綱(平成 24 年佐野市告示第 29 号。以下「電子入札実施要綱」という。)による電子入札とし、持参又は郵送によるものは認めない。ただし、紙入札での参加が認められた場合は、この限りでない。
- (2) 指定された提出期限までに、入札書を提出すること。
- (3) 紙入札を承諾された者は、入札書(紙入札用)と積算内訳書を同封し、開札日の前々日までに日本郵便株式会社佐野郵便局に到達すること。(郵送の方法については、佐野市郵便入札実施要綱(昭和 24 年佐野市告示第 50 号。以下「郵便入札実施要綱」という。)に準じる。)
- (4) 入札に際しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令、佐野市財務規則(平成 17 年佐野市規則 59 号。以下「財務規則」という。)、佐野市建設工事等執行規則(平成 17 年佐野市規則第 170 号。以下「執行規則」という。)、電子入札実施要綱等、関係法令等を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) いかなる理由があっても、提出した入札書等は、撤回又は差替えをすることはできない。
- (7) 予定価格を公表しているものについては、入札回数は 1 回とする。
- (8) 入札者が 2 者に満たない場合は、入札は行わない。

6 積算内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

- (1) 様式は、佐野市ホームページからのダウンロードによる。
- (2) 積算内訳書は、電子入札システムにより入札書に添付して提出すること。
- (3) 設計書等の項目と同項目で作成すること。

7 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、書面により提出することができる。

(2) 辞退届を提出せず、指定された提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

8 開札の立ち会い

入札参加者は開札に立ち会うことができる。

9 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 同価入札

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上ある場合は、電子入札システムによる「電子くじ」により審査順位を決定する。

11 入札の無効

財務規則第85条、執行規則第7条、電子入札実施要綱第15条及び郵便入札実施要綱第7条の規定に該当する入札は、無効とする。

また、開札日において、入札参加資格のない者が行った入札も無効とする。

12 入札保証金 : 免除

13 契約保証金

- ・建設工事：予定価格500万円以上は納付
- ・測量・建設コンサルタント等業務委託：予定価格100万円以上は納付

なお、契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 請負契約書の作成 : 要する

15 支払条件

(1) 前金払

- ・建設工事：請負金額200万円以上は請求できる。
- ・測量・建設コンサルタント等業務委託：請負金額100万円以上は請求できる。

なお、執行規則第12条の規定による額の範囲内とする。

(2) 中間前金払 : 請求できる
支払要件を満たし、かつ執行規則第 12 条の規定による額の範囲内とする。

(3) 部分払 : 請求できる
執行規則第 13 条の規定による回数の範囲内とする。

1.6 配置技術者及び現場代理人

佐野市建設工事における技術者配置基準による

1.7 実務経験者の取扱い

(1) 主任技術者として配置できる実務経験者は、原則として、本市の技術職員名簿（技術者確認表）に記載があり、実務経験経歴書の提出により、実務経験者であることが確認できる者とする。

(2) 中途採用等により、技術職員名簿に記載のない実務経験者については、参加申請書提出前に入札参加資格審査申請書変更届の手続きをし、本市の技術職員名簿に掲載された時点で、実務経験者としてみなす。なお、3 か月以上の雇用関係が必要です。

(3) 実務経験経歴書は工事案件ごとに提出するものとする。

1.9 契約条項を示す場所

契約書及び入札書を定めている規則及び要綱等については、佐野市行政経営部契約検査課契約係において閲覧できる。

2.0 その他

(1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留することがある。

(2) 近接工事における施工中とは、落札決定日から完成検査終了までの期間とする。

(3) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

- ・下請施工を必要とする場合は、可能な限り市内の業者へ発注するよう努めること。
- ・工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り市内の業者へ発注するよう努めること。